

一宮市議会委員会条例の一部を改正する条例

一宮市議会委員会条例(昭和44年一宮市条例第7号)の一部を次のように改正する。

現行	改正後
(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 常任委員会の名称、委員定数及び所管は、次のとおりとする。 (1)～(3) 略 (4) 建設水道委員会 9人 まちづくり部_____及び建設部並びに上下水道部の所管に属する事項	(常任委員の所属、常任委員会の名称、委員定数及びその所管) 第2条 略 2 略 (1)～(3) 略 (4) 建設水道委員会 9人 まちづくり部、 <u>建築部</u> 及び建設部並びに上下水道部の所管に属する事項

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

付 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。